

第5回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 報告

○ 返還事務の取組状況

事務局から資料1により報告を受け、了解された。

また、特別な事情による返還猶予の取扱いによる猶予決定の事後報告分について、事務局から別紙により、前回の委員会で承認されたものと同様の経過と認められる15件の報告を受け、了解された。

○ 督促・催告の実施とその後の状況

事務局から資料2により報告を受け、了解された。

2 意見聴取

○ 裁判手続着手の考え方について

事務局から資料3により説明を受け、裁判手続着手について、この基本的な考えで進めていくことについて、委員会として承認することとされた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 裁判手続着手の対象者について、当面は滞納額が100万円を超える者とするが、基準額を引き下げられる場合には委員会に事前に承認を得るということで良いか。
→（事務局） 基準額を引き下げられる場合は、事前に委員会にお諮りしたいと考えている。
- ・ 裁判手続着手の対象者については、かなりスクリーニングをかけたうえのものであり、全体の趣旨としては理解できる。
- ・ 裁判手続を踏まざるを得ない場合は、紛争をきちんと解決するという目的が達成されるよう、借受者に対して十分に制度の説明をされるなど、御配慮いただきたい。

○ 特別な事情による返還猶予の個別審査について

個別審査は個人のプライバシーに配慮し、非公開で行うこととされた。

新たな事例に該当するため、委員会の審査の対象となる2件について、事務局から審査対象者個票に基づき説明を受け、委員会として承認することとされた。

審査に関連して、委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 借受者が免除等の申請をされてきた中で、事務レベルでの手続はスムーズに進んできたのか。
→（事務局） 事務手続で何度もやり取りを要する事例もあったが、トラブルという状況にはないと認識している。